

**精神科救急医療体制整備事業
報告様式の記載マニュアル
【医療機関の事務担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の第4に基づき、国が指定している統一の別紙様式1を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式の見直しに併せて、報告様式の記載マニュアルを更新いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

1. 記録様式

夜間又は休日に貴院を救急受診した本事業の対象患者に関するデータを、1事例につき1行、「精神科救急医療体制整備事業・施設月報」（様式1）に記録して下さい。記録するデータは、受診日、受診時間帯、受診経路、受診前相談による受療調整、帰結の5項目で、個人情報に含まれません。この記録が他の全記録の基礎となる最も重要なデータとなります。

2. 記録要領

- (1) 数字は全て半角で記入してください。（別紙様式1には集計の都合上、半角数字以外入力できません。）
- (2) 様式1の最上段「当該年・月」と3行目の「施設名」及び「当番日数」（該当月の当番日数の総計）を記入して下さい。
- (3) 「受診日」には、当番日のうち、本事業の対象となる救急受診があった日の日付を記入して下さい。
- (4) 「受診時間帯」とは、診療を開始した時間帯で、「夜間」又は「休日日中」のいずれか一方です。どちらか1つの欄に1を記入して下さい。本報告で定める夜間及び休日とは、本事業実施要綱第3の4の（1）で定める通り、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分まで（午前8時30分に診療を開始した事例は含みません。）をいい、休日日中とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日、年末年始の日、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日の午前8時30分から午後5時まで（午後5時に診療を開始した事例は含みません。）と定義します。
- (5) 「受診経路」について、下の「受診経路入力における留意点」を参考に、該当する項目欄に1を記入して下さい。複数該当する場合も1つだけ選択して下さい。

●受診経路の入力における留意点

- * 他の医療機関（精神科以外）からの紹介・転院搬送：医療機関への受診に際して、精神科以外の他の医療機関からの紹介や転院搬送である場合に選択して下さい。
- * 他の医療機関（精神科）からの紹介・転院搬送：医療機関への受診に際して、他の精神科医療機関からの紹介や転院搬送である場合に選択して下さい。
- * 救急搬送：医療機関への受診に際して、転院搬送を除く消防救急による搬送であった場合に選択して下さい。
- * 行政機関：医療機関への受診に際して、他の医療機関からの紹介や救急搬送ではなく、保健所や警察等の行政機関によるものである場合に選択して下さい。
- * 当事者（本人、家族等による受診）：医療機関への受診に際して、他の医療機関か

らの紹介や救急搬送による受診、行政機関によるものにも当てはまらない、当事者（本人、家族等）による受診であった場合に選択して下さい。

*その他：医療機関への受診に際して、他の選択肢に該当しない場合に選択して下さい。

- (6) 「**受診前相談による受療調整**」には、医療機関への受診に際して「精神科救急情報センター」又は「24時間精神医療相談窓口」での受療調整が行われた場合に、該当欄に1を記入して下さい（両方選択可）。受療調整が行われなかった場合には、「**受療調整なし**」に1を記入して下さい。
- (7) 「**帰結**」について、診察の結果、入院にならなかった場合は「**非入院**」に1を記入、入院となった場合は入院形式の中から、該当欄に1を記入して下さい。
- (8) 同日に複数の救急受診があった場合は、同じ日付で複数行にデータを記録して下さい。
- (9) **同日中に同じ患者が再受診した場合は、別事例として扱ってください**。
- (10) 1ヶ月分の記録が完了したら、最終行のうち、受診日の列には受診者の総数、それ以外の列には各列の合計値が自動計算されます。集計の関係上、エクセルの行数や関数を変更ができないようになっておりますのでご注意ください。

3. 月報の提出

1ヶ月分の記録が完成したら、翌月の第2週末までに電子メールにて、都道府県又は指定都市の精神科救急医療体制整備事業担当者あてに送信して下さい。

4. データの管理と活用

この施設月報を基礎データとして、本事業の実績報告が精神科救急医療圏域単位および自治体単位で集計され、1年分の記録を集計した年報が厚生労働省に集約されます。

これを分析した厚生労働科学研究報告書が公表されることがありますが、個々の医療機関名など特定の医療機関に係る情報が公表されることはありません。